

# 公正採用選考人権啓発推進員

雇用主が、同和問題などの人権問題について正しい理解と認識のもとに、公正な採用を行っていただくため、一定規模以上の事業所に推進員を選任していただいています。

常用雇用労働者  
80人以上

労働者派遣  
事業所

職業紹介  
事業所

1つでも当てはまる場合には、「推進員」を選任し届け出る必要があります！



全国 19.6 万事業所で  
選任しています

提出先：ハローワーク大和      提出方法：Eメール

くわしくは 🔍 「宮城労働局 公正採用」



様式やアドレスはこちら

# 就職差別に **NO** !

公正な採用選考を目指して

## 『公正な採用選考の基本』

公正な採用選考を行う基本は、

- 応募者に広く門戸を開くこと
- 本人のもつ適性・能力に基づいた採用基準とすること

にあります。

**Q** : 公正な採用選考を実施するためには  
どのようなことをすればいいの？

**A** : 「公正採用選考人権啓発推進員」を選任し、  
採用選考の方法を改めてご確認ください。

くわしくは 🔍 「公正採用選考特設サイト」厚生労働省へ

